平成２６年（フ）第４１８号
大阪府和泉市伯太町１丁目11番19―106号
債務者　井戸本　匡
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
大阪府泉南郡熊取町大久保西12番５号
債務者　仲田　佐紀
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
大阪府泉大津市助松団地３番37―305号
債務者　山口　佳菜（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
大阪府和泉市肥子町２丁目４番７―106号
債務者　末永　完二
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１３５２号
札幌市豊平区月寒東５条12丁目２番１―111号
債務者　椿　　松子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０３号
北海道北広島市美沢１丁目11番地２　レオパレスフローラ102号
債務者　佐藤　茂生
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３２号
札幌市南区澄川６条10丁目９番11号　羽山マンション201号
債務者　平野　泰則
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９号
群馬県高崎市双葉町26番７号　ネクストハイツ双葉201号
債務者　加地　久実
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４４号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上260番地
債務者　川口麻衣子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5023番地１　グリーンハイツ長島201
債務者　浜田　裕之
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
千葉県山武市実門145番地48
債務者　大澤　久男
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
相模原市南区南台４丁目４番13号　コーポシオン101号室
債務者　坂本　照子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２８８号
相模原市中央区横山６丁目８番30号　フォレストパーク相模原102
債務者　天沼　尚毅
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０３号
相模原市緑区下九沢1304番地10　フレイジア塚場202
債務者　菅野　　香（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０５号
相模原市緑区橋本４丁目11番７―201号
債務者　猪瀬　康夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０７号
相模原市中央区相模原１―３―17　スクエアトレビＩＪＮさがみはら寮、住民票上の住所神奈川県厚木市まつかげ台51番16号
債務者　川畑　裕二
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０８号
相模原市南区相模台３丁目２番15号　グレース相模台202
債務者　田中久美子（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部